

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和44年4月に国民年金に任意加入後、47年4月に付加保険料の納付申出を行い、同年4月から61年3月までの期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

申立期間直前の昭和53年3月に、夫の転勤によりA県B市からC県D市E区に転居したが、これまでも、転居するたびに転居先の市役所又は区役所の窓口において国民年金の手続を行った。手続の際には付加保険料の納付申出を行っていることが分かる年金手帳及び納付書を提出していたことから、同市同区役所における国民年金の手続も同様に行ったはずである。

自宅に送付のあった納付書を用いてD市E区役所の窓口で納付していた記憶が有り、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金に任意加入して以降、第3号被保険者になる前月（昭和61年3月）までの任意加入被保険者期間について、国民年金保険料の未納期間は無い上、付加保険料についても47年4月に納付申出を行って以降、61年3月までの期間については、申立期間を除き、全ての期間を納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する昭和47年4月1日に発行された国民年金手帳を見ると、同年4月22日に付加保険料の納付申出を行っていることが確認でき、申立期間について付加保険料の辞退申出を行った記録は見当たらない。

さらに、昭和54年4月26日に作成されたD市E区の昭和53年度の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、

当初、付加保険料を含まない定額保険料額で納付されていたところ、昭和 54 年 3 月頃に賦課に関する訂正が行われたことがうかがえる。

加えて、D市の資料によると、同市において国民年金保険料の収納業務を行っていた当時の付加保険料については、翌年度の 4 月末まで納付することができたとされており、申立人は、「自宅に送付のあった納付書を用いてD市E区役所の窓口で納付した記憶が有る。」旨陳述していることなどを踏まえると、前述の賦課に関する訂正が行われたことにより、申立期間に係る付加保険料の納付書が作成されたと考えても不自然ではなく、申立人が当該期間の付加保険料を納付した可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年3月から同年7月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間①及び②当時、A県B市役所において、国民健康保険税の免除申請と一緒に国民年金保険料の免除申請の手続も行っていたことから、昭和57年12月から62年2月までの期間については申請免除期間であると思っていた。

しかしながら、申立期間①について、平成25年に裁定請求のために年金事務所へ行ったところ、当該期間は、夫が厚生年金保険被保険者であり、強制加入とならない期間となることから、免除記録は取り消され、未加入期間になると言われたが、当該期間が未加入期間とされたことに納得できないので、申請免除期間として認めてほしい。

また、申立期間②についても、前後の期間が国民年金保険料の申請免除期間とされているのに、当該期間が未納期間とされていることに納得できないので、申請免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間は強制加入被保険者として管理されるとともに、申請免除期間とされていたことが確認できるものの、当該期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、制度上、当該期間は国民年金の強制加入とならない期間となり、国民年金保険料は免除できない期間となることから、平成25年7月9日に、申請免除期間から未加入期間に記録が訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、30年と長期間にわたり醸成されてきていたものであり、申立期間①について、国民年金の強制加入被保険者でなかったことを理由として、申請免除期間と認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人は、「国民健康保険税及び国民年金保険料の免除申請については、B市役所の職員に案内されたとおりに手続を行っていた。また、免除申請手続を行うたびに、同市役所の職員から次の手続も窓口で行う必要があると言われており、C県D市E区の住所地に免除に関する通知が届いていたような記憶がある。」旨陳述しているものの、国民年金保険料の免除申請の手続時期及び社会保険事務所（当時）から送付される免除承認通知書等に係る詳細な記憶は無いとしており、具体的な免除申請手続の状況を確認することはできない。

また、B市は、「申立期間②当時の申立人世帯の収入を確認できる資料は保存していない。」旨回答しており、当該期間の国民年金保険料の免除が承認されたことを示す関連資料は見当たらない上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間に係る保険料納付記録欄は未納とされており、保険料の免除が承認された記録は見当たらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人から申立期間②の国民年金保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすこともできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月から同年7月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年12月から55年3月まで

私は、昭和54年12月にA県B市役所において、友人と一緒に国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付申出を行った。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、C銀行D支店（当時）で納付書に現金を添えて自身で納付した。

私と一緒に国民年金に任意加入した友人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされておらず、私だけが未納とされている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年12月に友人と一緒にB市役所において、国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付申出を行い、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人及びその友人は、54年12月11日に国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付申出を行っており、国民年金被保険者台帳管理簿によると、55年2月1日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、オンライン記録によると、友人の申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料の納付記録が確認でき、申立人の主張と符合する。

また、申立人は、国民年金に任意加入して以降、昭和61年4月に第3号被保険者に該当するまでの期間において、申立期間以外に付加保険料を含む国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は4か月と短期間であるとともに、B市は、「申立期間当時、加入手続の翌月に納付書を送付し、金融機関の窓口で国民年金保険料を納

付することが可能であった。」と回答しており、納付意思を有して行われる任意加入当初の申立期間の付加保険料を含む保険料について、申立人が納付しない特段の理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6660（兵庫国民年金事案 29、1040 及び 2112 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 4 月に国民年金に加入し、同年 7 月から国民年金保険料を引き続き納付しているところ、申立期間①及び②について、集金人に過年度納付した記憶があり、申立期間③についても、1 か月又は 2 か月ごとに保険料を集金人に現金で納付してきたが、未納となっている。

また、申立期間③のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間が申請免除期間となっているが、私は、当時、国民年金保険料の免除制度があることを知らなかったのに、なぜ当該期間が申請免除期間となっているのか理解できない。

当時の資料は、平成 7 年 1 月の災害で全てを紛失したが、国民年金保険料を納付したことは間違いなく、元夫から事情を聴取する調査を希望するなど、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に 3 回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて、二人の知人が証言してくれるので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間に係る申立てについては、i) A 県 B 市の収滞納記録によると、申立人の納付方法は、納付書による納付、窓口での納付及び戸別検認による納付となっており、申立人の主張と相違していること、ii) 申



立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の元夫に係る同市の収滞納記録を見ると、元夫の厚生年金保険に加入していない期間は、申立人と同様に未納期間であること、iii) 同市によると、集金人は保険料の過年度納付を取り扱うことができなかったとしていること、iv) 申立期間③のうち、昭和63年7月から平成元年3月までの期間については、同市の国民年金保険料収滞納一覧表により、申立人の元夫も同一期間について申請免除となっていることが確認できること、v) 申立人の元夫は、申立期間における保険料の納付について関与していないため明確な記憶が無く、自宅を訪問する集金人についても見たことがないと陳述しており、申立期間における納付状況は確認できないこと、vi) 申立人は、C社会保険事務所(当時)の集金人が、自宅を訪問していたとしており、当該集金人に関する具体的な状況としてハンディータイプの金銭登録機を使用していたことなどを主張しているが、当時、社会保険事務所(当時)に保険料を収納するための集金人は存在せず、訪問していたとする集金人は、当時の収納事務を所管していた同市の納付督励嘱託員であると推認されるところ、同市によると、当該嘱託員は現年度納付のみ収納し、過年度納付の収納は制度上できない上、金銭登録機などは使用していないとしていること、vii) 申立人及びその元夫の記録を見ると、元夫が厚生年金保険に加入していない期間については、夫婦共に未納及び申請免除期間となっており、記録内容において、夫婦間の連動性が認められることなどから、兵庫委員会の決定に基づき、20年1月18日付け、21年5月27日付け及び23年2月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて、二人の知人が証言してくれるので、再度審議してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、上記の知人は、「申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」旨主張しているものの、申立人の保険料納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料納付をうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかったことから、当該知人の証言は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年9月までの期間及び11年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年9月まで  
② 平成11年1月から同年7月まで

私は、会社を退職するたびに、A県B（現在は、C市）市役所において国民年金の加入手続を行っていたことから、申立期間①及び②に係る加入手続も行っていたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付に係る詳細は覚えていないが、自宅に送付のあった納付書を用いて、B市役所、銀行又は郵便局の窓口において、毎月納付していたと思う。

私の名字は、「D」と読んでもらえないことが多いことから、私の氏名について別の読み方及び漢字でも調査し、申立期間の国民年金保険料を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職するたびに、国民年金の加入手続を行っていたことから、申立期間①及び②の国民年金保険料についても、自宅に送付のあった納付書を用いて、毎月納付していたと思う。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険被保険者の記号番号により、同日付けで付番されており、当該記号番号で管理されている申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、16年2月17日に入力されていることが確認できることから、当該期間は、当該入力時点までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、当該入力時点においては、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、別の読み方及び漢字による各種の氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「自宅に送付のあった納付書を用いて、B市役所、銀行又は郵便局の窓口で、毎月納付していたと思うが、納付に係る詳細は覚えていない。」旨陳述しており、具体的な納付状況を確認することができなかった。

加えて、申立期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金に係る事務処理が電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6662（大阪国民年金事案 3316、4297、5512、6310、6477 及び近畿国民年金事案 6563 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は月額5万8,000円であり、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにしたいと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであり、当時の担当者を特定し、事情を聞くなどの調査を希望するなど、6回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、任意加入手続の前にA銀行B支店（当時）の預金口座から現金を引き出しており、銀行の出金記録は、時間が経過しているため資料として集めることができなかったが、改めて調査・審議をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する申立人の資格取得申出書が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないと回答しているところ、前述の資格取得申出書以外の申出書の存在は確認できず、そのほか、申立人に係る別の資格取得申出書が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらないこと、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てしているところ、C県D市

では、資格取得申出書を受理後は、一旦、社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答していること、iv) 申立人は、2年7月当時のD市E区役所保険年金課の職員名簿を新たな資料として提出し、改めて当時の担当者を特定して、自身が国民年金の任意加入手続を行ったことを確認してほしい旨申し立てしているところ、同区に対して、上記名簿を基に再調査を依頼したが、当時の担当者を特定できる回答は得られなかったことなどから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時、以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け、23年3月18日付け、24年4月27日付け及び25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、資格取得申出書の写しを新たな資料として提出し、改めて調査及び審議をするよう申し立てしているが、当該申出書の写しは、平成3年2月20日にD市E区において受け付けられた申立人に係る資格取得申出書であり、申立人の主張する内容について照会したところ、同区及びF年金事務所の回答からは申立人の主張を裏付ける事情は確認できないことなどから、年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、25年8月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「任意加入手続の前にA銀行B支店の預金口座から現金を引き出しており、銀行の出金記録は、時間が経過しているため資料として集めることができなかったが、改めて調査・審議をしてほしい。」旨申し立てしているが、当該主張は、申立人からこれまでの調査において既に聴取し、審議をしている内容であることから、大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人からは申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな資料の提出も無い上、そのほかに大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成元年3月まで

私は、平成元年3月又は同年4月頃に知人に勧められて妻と二人でA県B市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者に、「25年間納付するにはギリギリなので、平成元年4月以降の国民年金保険料とともに、遡って昭和62年4月から平成元年3月までの保険料も納付した方がよい。」と勧められた。

国民年金保険料は、平成元年4月から2年間、私の1か月分と2年前からの1か月分及び妻の1か月分を合わせて3か月分の保険料について、毎月自宅に来る女性の集金人に妻が現金により納付していた。

また、年金事務所の記録では、申立期間直後の平成元年4月から同年7月までの4か月間と同年12月の夫婦二人分の国民年金保険料(10か月分)は、同年12月に納付されたことになっているが、3か月を超えた期間の保険料を一括して納付した記憶が無い上、当時は、まとめて納付する余力も無かった。毎月納付していたのが一括納付した記録となっていることから、当時の集金人に対する不信感を持っている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年3月又は同年4月頃にB市役所において、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、昭和62年4月から平成元年3月までの2年分(申立期間を含む。)の国民年金保険料を、同年4月から2年間、妻が集金人に、毎月1か月分ずつ納付した。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の昭和49年8月7日付けの国民年金被保険者の資格取得日は平成元年6月23日に入力処理されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前

後の被保険者の記録からすると、申立人に係る国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、申立期間当時、過年度保険料は、通常、納付書によって金融機関等で納付する必要がある上、集金人が徴収することはできない上、B市も「平成元年から3年当時は過年度納付書を発行していたが、過年度保険料は、市の公金として収納することは法令上できなかつたため、集金人が徴収することは無かつたと思う。」旨回答しており、申立人の主張する国民年金保険料の納付方法は当時の制度と符合せず、申立期間の保険料納付に係る具体的な状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は毎月1か月分を納付したと陳述しているところ、申立期間は1年9か月間であることから、行政機関がこれほどの納付機会（21回）において事務過誤を繰り返すことは考え難い上、B市の国民年金過年度収滞納一覧表を見ても、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。